保険•保険収納課からのお知らせ

保険料の金額や計算方法

制度全般について

間保険課 106-6992-1545

問大阪府後期高齢者医療広域連合 100−4790−2028

後期高齢者医療保険料が決定しました

平成31年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書および納入通知書を7月中旬ごろに被保険者に郵送します。 今年度の保険料率および保険料の計算方法は、下図のとおりです。

保険料の納付方法は年金から保険料を天引きする特別徴収と、納付書や口座振替などで納める普通徴収があります。 年度途中に被保険者になった人は、資格を取得した月から月割で保険料を納めます。

年金からの天引き(特別徴収)

すでに保険料の仮算定を行い、4月より年金からの天引きを開始している人は、今回決定した年間保険料から、仮 算定によって徴収(4月・6月・8月に天引き)される額を差し引いた残額を、10月・12月・2月に天引きします。

避年金額が年額18万円未満の人や、年金額が年額18万円以上でも、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が 年金受給額の2分の1を超える人などは、普通徴収になります。

普通徴収

納付書や口座振替などで、7月~翌年3月までの9回 納期で納めます。

▽自主納付 金融機関の窓口での納付

▽□座振替による納付 金融機関(ゆうちょ銀行を含む守 口市委託契約先金融機関)の口座からの引き落とし

置保険料の賦課期日が平成31年4月1日であることを踏ま え、今年度の保険料は「平成31年度保険料」として通知 しています。

後期高齢者医療制度の保険料

保険料(年額)

(限度額62万円)

被保険者 均等割額

被保険者 1人当たり 51,491円

所得割額

賦課のもととなる 所得金額 ×所得割率 9.90%

後期高齢者医療保険料の軽減判定基準の変更

平成31年度の後期高齢者医療保険料を軽減する所得判定基準は下表のとおりとなります。

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険などの被扶養者であった人については、資格取 得後2年を経過する月までの間に限り、所得割額を課さず、均等割額の5割が軽減されます。この軽減の手続きをし ていない場合は、保険課で届出をしてください。ただし、世帯の所得に応じた均等割額の8割または8割5分軽減に 該当する人は、それぞれの軽減割合が適用されます。

保険料の軽減の見直しにより、保険料負担が大きくなる場合もありますが、後期高齢者医療制度の円滑な運営のた めにご理解をお願いします。

必期支給 おためまた おける 保険料の 取消世界について

後期同断台区原則反にのける休候科の程測拍目に グロビ			
	所得金額の判定区分	軽減 割合	軽減後の被保険者 均等割額(年額)
	同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等が基礎控除額(33万円)を超えないとき	8割5分	7,723円
	うち、当該世帯の被保険者全員の各所得金額が0円であるとき(公的年金等控除額は80万円として計算する)	8割	10,298円
	同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額(33万円) + 28万円×被保険者数】を超えないとき	5割	25,745円
	同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額(33万円)+51万円×被保険者数】を超えないとき	2割	41,192円

2 経験料軽減特例の見直しにより、平成30年度まで実施されてきた9割軽減について、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金 生活者支援給付金の支給開始にあわせて10月分以降7割軽減となることから、平成31年度は、通年で8割軽減となります。また、8 割5分軽減については、激変緩和の観点から10月から1年間に限りすえおき、令和2年10月分以降から7割軽減となります。

軽減の判定は、4月1日の世帯状況で行います(4月2日以降に加入した人は加入した日)。

軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除などの税法上の規定は適用されません。

国民健康保険と同様、当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の人については、公的年金等に係る所得金額から 15万円を控除して軽減判定します。

世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得金額が軽減判定の対象となります。

生会議をご存知ですか?

間高齢介護課

m06-6992-1610

命の危険が迫ってからでは、どのような医療を受けたいか、どのような介護を受けたいか など、大半の人が自分の希望を伝えることができないと言われています。そして、本人に代 わってその選択を迫られる家族は悩みます。

アドバンス・ケア・プランニング(愛称:人生会議、ACP)とは、これから先の医療や介護の 希望も含めて、最期まで自分らしく生きるために、どうしたいか、どうしてほしいか、あら



かじめ、本人、家族、医療・介護担当者が一緒に話し合うプロセスです。 最期の時の医療やケアの方法や手段を決めることだけが目的ではな く、これまでの人生や価値観など、自分が大切にしてきたこと、こ れからの医療や介護への思い、尊重してほしいことなどをしっかり 伝えた上で、これからの自分が望む暮らしについて話し合うことが 大切とされています。



わたしのいきかた手帳

例えば…

Aさん

老人保健施設に入所中。誤嚥性肺炎 を繰り返すようになってきている。 胃ろうにした方がいいのか。

…施設に入所した時点で認知機能が 低下しており、意思決定が難しい人 も少なくありません。加齢に伴い、 心身の機能が低下していくなか、本 人はどのように暮らしたいと思って いるのでしょうか?家族、施設ス

タッフと考えま すが、なかなか 答えは出ません。



Bさん

自宅で家族と同居。お餅を のどに詰まらせて呼吸停止 となり救急搬送された。

…家族と連絡がつかず、医 師の判断で気管内挿管・人 工呼吸器装着となりまし た。家族はこれからの医療 (人工呼吸器)をどうするの か判断を迫られます。



本人の意思が分からない場合、家族はいのちの決断を前に葛藤する ことになります。

ACP実践講習 受講者募集

内▽ACPについて理解を深める

▽自分自身の死生観について考える ▽ACPを実践する具体的な方法の 習得

閩7月27日、8月24日、9月7日(土) いずれも14:00~15:30

場松下介護老人保健施設は一とぴあ

対医療、介護に携わっている専門職

建42人

講演吉美穂氏(佛教大学保健医療技術 学部准教授)

備原則3回すべてに参加可能な人

申・問松下介護老人保健施設は一とぴ あ(岩佐、福井)

m06-6992-8131

M06-6992-8101

市教育委員会と大阪電気通信大学 **注**携協力に関する連携協定を締結

間市教委·総務課

市教育委員会は、5月27日に、大阪電気通信大学と学校教育分野における 連携協定を締結しました。

この協定は、両者が相互に連携協力して教育上の諸課題の解決などに取り 組むことで、本市の教育並びに、同大学の調査・研究などの充実および発展 に資することを目的としています。

今後、同大学の持つノウハウや技術を本市の学校現場に取り入れた新しい 授業づくりや、教育現場のニーズにより応えられるような教員育成を目指す と共に、教育実習やインターンシップの受け入れなどを行い相互に連携を 図っていきます。



首藤修一教育長(写真右)と 大石利光理事長・学長(写真左)